

令和7年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（国土交通省 都市局 まちづくり推進課）

項目名	脱炭素都市再生整備事業を促進するための民間都市開発推進機構の金融支援業務に係る特例措置の拡充								
税目	法人税								
要望の内容	<p>【制度の概要及び要望の内容】</p> <p>民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和62年法律第62号）第4条第1項第1号に規定する共同参加業務（予算上は共同型都市再構築業務）によって民間都市開発推進機構（以下「民都機構」という。）が得る収益は、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第5条によって収益事業の対象外とされている。</p> <p>都市緑地法等の一部を改正する法律（令和6年法律第40号）による改正後の都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）の特例規定（第71条の2）に基づき、都市の脱炭素化に資する設備の整備費用を支援対象に追加して行う共同参加業務について、民都機構の収益事業の範囲から除外する。</p> <p>【関係条文】</p> <p>法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第1項第13号          法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第5条第1項第2号ホ・第5号ト</p> <table border="1" data-bbox="885 918 1503 1086"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>▲3.3百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（ ー百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（ ー百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	▲3.3百万円	（制度自体の減収額）	（ ー百万円）	（改正増減収額）	（ ー百万円）
平年度の減収見込額	▲3.3百万円								
（制度自体の減収額）	（ ー百万円）								
（改正増減収額）	（ ー百万円）								
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>気候変動への対応等が課題となっている中、民間都市開発事業における緑の創出や再生可能エネルギーの導入等を推進し、都市の脱炭素化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）や国土形成計画（全国計画）（令和5年7月28日閣議決定）にも掲げられているとおり、地球的、国家的規模の課題である気候変動対策等の社会的要請に対応し、都市の脱炭素化を促進するためには、民間都市開発事業における緑の創出や再生可能エネルギーの導入等に対する支援を強化する必要がある。</p> <p>このため、都市緑地法等の一部を改正する法律（令和6年法律第40号）において、都市の脱炭素化の促進に資する都市開発事業を認定する「脱炭素都市再生整備事業の大臣認定制度」が創設され、当該大臣認定を受けた事業に対しては、民都機構から共同参加業務による支援が可能となり、当該共同参加業務の支援限度額の算定対象に、従来の公共施設等の整備に要する費用に加え、緑地等管理効率化設備及び再生可能エネルギー発電設備等の整備に要する費用を追加する拡充を実施することとしている。拡充後の共同参加業務についても、従来の共同参加業務と同様に収益を目的とせず、業務の公益性も高いため、低利な資金供給が確保されるよう、今回拡充される範囲についても、従来と同様に民都機構の収益事業の範囲から除外する措置を講ずる必要がある。</p>								

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>&lt;政府方針&gt;  【経済財政運営と改革の基本方針 2024】（令和6年6月21日閣議決定）  第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 ～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～  3. 投資の拡大及び革新技術の社会実装による社会課題への対応  （2）GX・エネルギー安全保障  ・まちづくりGXを含むインフラ、カーボンニュートラルポート、建築物 52 に加え、燃料電池鉄道車両、ゼロエミッション船、次世代航空機などモビリティ関連分野の脱炭素化を進める。</p> <p>【経済財政運営と改革の基本方針 2023】（令和5年6月16日閣議決定）  第2章新しい資本主義の加速  2. 投資の拡大と経済社会改革の実行  （2）グリーントランスフォーメーション（GX）  ・まちづくりGXを含むインフラの脱炭素化を更に進めるとともに、森林吸収源対策等を加速する。</p> <p>【国土形成計画（全国計画）】（令和5年7月28日閣議決定）  第7章 環境保全及び景観形成に関する基本的な施策  （温室効果ガス排出量の削減）  ・カーボンニュートラルに向けた都市・地域づくりを推進していくため、コンパクト＋ネットワークの推進や「居心地が良く歩きたくなる」空間づくり等と併せて、デジタル技術等を活用し、エネルギーの面的利用による効率化、グリーンインフラの社会実装、環境に配慮した民間都市開発等のまちづくりのグリーン化の取組を推進</p> <p>&lt;国土交通省の政策体系&gt;  政策目標 3 地球環境の保全  施策目標 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う  参考指標 23 都市緑化等による温室効果ガス吸収量</p>
		政策の達成目標	都市緑化等による温室効果ガス吸収量 約 124 万 t—CO2/年（平成 30 年度） ⇒約 124 万 t—CO2/年（令和 12 年度）
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置
		同上の期間中の達成目標	—
政策目標の達成状況	—		

有効性	要望の措置の適用見込み	適用見込み 令和7年度以降 1件（民間都市開発推進機構への適用） ※本拡充による適用案件数は、 令和7年度：1件、令和8年度：1件の見込み
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置を拡充することにより、脱炭素都市再生整備事業に対し民都機構の共同参加業務による低利な支援が可能となり、都市の脱炭素化の促進を図ることができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税においても、脱炭素都市再生整備事業を促進するための民都機構の金融支援業務に係る特例措置の拡充（法人住民税、事業税、事業所税）を要望。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	共同参加業務によって民都機構が得る収益は、民都機構設立時より法人税法施行令第5条によって収益事業の対象外とされている。 今般の法改正により支援限度額が拡充される範囲についてもこれまでと同様の措置を講じない場合、同機構の収益減少等により貸倒れリスク等への耐力が失われることから、結果として同機構の支援利率引上げにつながり、低利な支援を実施するという同機構の本来の意義が損なわれるおそれがある。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>これまで民都機構が行う参加業務(85件)、共同参加業務(23件)に関して収益事業から除外する措置が講じられた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>適用案件(件)※</th> <th>適用額(百万円)</th> <th>法人税減収額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>24</td> <td>164</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>26</td> <td>94</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>28</td> <td>109</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各年度末時点における適用案件(参加業務・共同参加業務)</p> <p>出典：適用件数及び適用額は民都機構の実績値より、減収額は適用額に税率(23.2%)を乗じることで推計。</p>	年度	適用案件(件)※	適用額(百万円)	法人税減収額(百万円)	令和3年度	24	164	38	令和4年度	26	94	22	令和5年度	28	109	25
	年度	適用案件(件)※	適用額(百万円)	法人税減収額(百万円)														
	令和3年度	24	164	38														
	令和4年度	26	94	22														
	令和5年度	28	109	25														
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—																	
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	本特例措置により、民都機構の参加業務(85件)、共同参加業務(23件)を通じた低利な支援が可能となり、民間都市開発事業の推進に寄与してきた。																	
前回要望時の達成目標	—																	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—																	
これまでの要望経緯	新規																	